

健 第 1 1 5 5 号

平成26年11月28日

環境保健センター所長 殿

保健福祉部健康推進課長

(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の
一部を改正する法律について

このことについて、厚生労働省健康局長から通知がありましたので、ご了承ください。

平成26年11月21日
健発1121第3号

各

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 都 | 道 | 府 | 県 | | |
| 保 | 健 | 所 | 設 | 置 | 市 |
| 特 | 別 | 区 | | | |

 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第115号。以下「改正法」という。）については、本日、別紙のとおり公布されたところである。これらの改正の概要等は下記のとおりであるので、貴職におかれては、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を除く。）及び関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知においては、改正法による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）を「法」と略称する。

記

第一 改正の趣旨

最近の海外における感染症の発生の状況、国際交流の進展、保健医療を取り巻く環境の変化等を踏まえ、感染症予防対策の推進を図るとともに感染症のまん延を防止するため、中東呼吸器症候群の二類感染症への追加、感染症に関する情報の収集に関する規定の整備、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症の患者等からの検体の採取等の制度の創設等の措置を講ずるものであること。

第二 概要

1 定義等

(1) 感染症の類型

- ア 二類感染症に中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MER S コロナウイルスであるものに限る。）を追加すること。（法第6条第3項第5号関係）
- イ 二類感染症である鳥インフルエンザについて、病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型が新型インフルエンザ等感染症の病原体に変異するおそれが高いものの血清亜型として政令で定めるものであるものに限るものとする。こと。（法第6条第3項第6号関係）

(2) 病原体等の類型

- ア 三種病原体等であるマイコバクテリウム属ツベルクローシス（別名結核菌）について、イソニコチン酸ヒドラジド、リファンピシンその他結核の治療に使用される薬剤として政令で定めるものに対し耐性を有するものに限るものとする。こと。（法第6条第22項第2号関係）
- イ 四種病原体等であるインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスについて、血清亜型が政令で定めるものであるものとする。こと。（法第6条第23項第1号関係）

(3) 審議会からの意見聴取

厚生労働大臣は、(1)のイの政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならないものとする。こと。（法第6条第24項関係）

2 感染症に関する情報の収集及び公表

(1) 医師の届出

医師の届出の対象に厚生労働省令で定める五類感染症を追加すること。（法第12条第1項第1号関係）

(2) 獣医師等の届出

獣医師等の届出の対象から、実験のために届出の対象である感染症に感染させられている場合を除くこと。（法第13条関係）

(3) 感染症の発生の状況及び動向の把握

ア 都道府県知事は、開設者の同意を得て、厚生労働省令で定める五類感染症の患者の検体又は当該感染症の病原体の提出を担当させる病院若しくは診療所又は衛生検査所を指定するものとする。こと。（法第14条の2第1項関係）

イ アの指定を受けた病院若しくは診療所又は衛生検査所（以下「指定提出機関」という。）の管理者は、医師がアの厚生労働省令で定める五類感染症の患者を診

断したとき、又は当該指定提出機関（衛生検査所に限る。）の職員が当該患者の検体若しくは当該感染症の病原体について検査を実施したときは、当該患者の検体又は当該感染症の病原体の一部を都道府県知事に提出しなければならないものとする。こと。（法第 14 条の 2 第 2 項関係）

ウ 都道府県知事は、イにより提出を受けた検体又は感染症の病原体について検査を実施し、検査の結果等を厚生労働大臣に報告しなければならないものとする。こと。（法第 14 条の 2 第 3 項及び第 4 項関係）

エ 厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に対しイにより提出を受けた検体又は感染症の病原体の一部の提出を求めることができるものとする。こと。（法第 14 条の 2 第 5 項関係）

オ 指定提出機関は、30 日以上予告期間を設けて、アの指定を辞退することができるものとし、都道府県知事は、指定提出機関の管理者がイに違反したとき、又は指定提出機関がイの提出を担当するについて不相当であると認められるに至ったときは、アの指定を取り消すことができるものとする。こと。（法第 14 条の 2 第 6 項及び第 7 項関係）

（4）感染症の発生の状況、動向及び原因の調査

ア 都道府県知事は、必要があると認めるときは、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための必要な調査として当該職員に検体若しくは感染症の病原体を提出し、若しくは当該職員による当該検体の採取に応じるべきことを求めさせることができるものとする。こと。（法第 15 条第 3 項関係）

イ 都道府県知事は、アにより提出を受けた検体若しくは感染症の病原体又は当該職員に採取させた検体について検査を実施しなければならないものとする。こと。（法第 15 条第 4 項関係）

ウ 厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に対しアにより提出を受けた検体若しくは感染症の病原体又は当該職員に採取させた検体の一部の提出を求めることができるものとする。こと。（法第 15 条第 9 項関係）

3 就業制限その他の措置

（1）都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は新感染症（以下「一類感染症等」という。）のまん延を防止するため必要があると認めるときは、一類感染症等の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者又は当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者（以下「一類感染症等の患者等」という。）又はその保護者に対し当該者の検体を提出し、若しくは当該職員による当該検体の採取に応じるべきことを勧告することができるものとし、勧

告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該職員に検査のため必要な最小限度において、当該検体を採取させることができるものとする。 (法第 16 条の 3 第 1 項及び第 3 項並びに第 44 条の 7 第 1 項及び第 3 項関係)

(2) 厚生労働大臣は、一類感染症等のまん延を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、一類感染症等の患者等又はその保護者に対し当該者の検体を提出し、若しくは当該職員による当該検体の採取に応じるべきことを勧告することができるものとし、勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該職員に検査のため必要な最小限度において、当該検体を採取させることができるものとする。 (法第 16 条の 3 第 2 項及び第 4 項並びに第 44 条の 7 第 2 項及び第 4 項関係)

(3) 都道府県知事又は厚生労働大臣は、それぞれ (1) 又は (2) の勧告又は措置を実施する場合には、当該勧告又は措置を実施する理由等を書面により通知しなければならないものとする。ただし、書面により通知しないで勧告又は措置を実施すべき差し迫った必要がある場合は、この限りでないものとする。 (法第 16 条の 3 第 5 項及び第 11 項並びに第 44 条の 7 第 9 項及び第 10 項関係)

(4) 都道府県知事又は厚生労働大臣は、(3) のただし書の場合においては、当該勧告又は措置の後相当の期間内に、当該勧告を受け、又は当該措置を実施された者に対し、理由等を記載した書面を交付しなければならないものとする。 (法第 16 条の 3 第 6 項及び第 11 項並びに第 44 条の 7 第 9 項及び第 10 項関係)

(5) 都道府県知事は、(1) により提出を受け、又は当該職員に採取させた検体について検査を実施し、当該検査の結果等を厚生労働大臣に報告しなければならないものとする。 (法第 16 条の 3 第 7 項及び第 8 項並びに第 44 条の 7 第 5 項及び第 6 項関係)

(6) 厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、(1) により提出を受け、又は当該職員に採取させた検体の一部の提出を求めることができるものとする。 (法第 16 条の 3 第 9 項及び第 44 条の 7 第 7 項関係)

(7) 都道府県知事は、(1) の検体の提出若しくは採取の勧告をし、当該職員に検体の採取の措置を実施させ、又は (5) により検体の検査を実施するため特に必要があると認めるときは、他の都道府県知事又は厚生労働大臣に対し感染症試験研究等機関の職員の派遣その他の必要な協力を求めることができるものとする。 (法第 16 条の 3 第 10 項及び第 44 条の 7 第 8 項関係)

4 消毒その他の措置

- (1) 都道府県知事は、一類感染症等の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、一類感染症等の患者等又は一類感染症等を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の検体又は感染症の病原体を所持している者（以下「一類感染症等検体等所持者」という。）に対し、当該検体又は感染症の病原体を提出すべきことを命ずることができるものとし、命令を受けた者が当該命令に従わないときは、当該職員に検査のため必要な最小限度において、当該検体又は感染症の病原体を無償で収去させることができるものとする。こと。（法第 26 条の 3 第 1 項及び第 3 項並びに第 50 条第 1 項関係）
- (2) 厚生労働大臣は、一類感染症等の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、一類感染症等検体等所持者に対し、当該検体又は感染症の病原体を提出すべきことを命ずることができるものとし、命令を受けた者が当該命令に従わないときは、当該職員に検査のため必要な最小限度において、当該検体又は感染症の病原体を無償で収去させることができるものとする。こと。（法第 26 条の 3 第 2 項及び第 4 項並びに第 50 条第 7 項関係）
- (3) 都道府県知事は、(1) により提出を受け、又は当該職員に収去させた検体又は感染症の病原体について検査を実施し、当該検査の結果等を厚生労働大臣に報告しなければならないものとする。こと。（法第 26 条の 3 第 5 項及び第 6 項並びに第 50 条第 2 項関係）
- (4) 厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、(1) により提出を受け、又は当該職員に収去させた検体又は感染症の病原体の一部の提出を求めることができるものとする。こと。（法第 26 条の 3 第 7 項及び第 50 条第 2 項関係）
- (5) 都道府県知事は、(1) の検体若しくは感染症の病原体の提出の命令をし、当該職員に検体若しくは感染症の病原体の収去の措置を実施させ、又は(3) により検体若しくは感染症の病原体の検査を実施するため特に必要があると認めるときは、他の都道府県知事又は厚生労働大臣に対し感染症試験研究等機関の職員の派遣その他の必要な協力を求めることができるものとする。こと。（法第 26 条の 3 第 8 項及び第 50 条第 2 項関係）
- (6) 都道府県知事は、一類感染症等の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、一類感染症等を人に感染させるおそれがある動物又は

その死体の所有者又は管理者（以下「動物等所有者等」という。）に対し、当該動物又はその死体の検体を提出し、又は当該職員による当該検体の採取に応ずべきことを命ずることができるものとし、命令を受けた者が当該命令に従わないときは、当該職員に検査のため必要な最小限度において、当該検体を採取させることができるものとする。こと。（法第 26 条の 4 第 1 項及び第 3 項並びに第 50 条第 1 項関係）

(7) 厚生労働大臣は、一類感染症等の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、動物等所有者等に対し、当該動物又はその死体の検体を提出し、又は当該職員による当該検体の採取に応ずべきことを命ずることができるものとし、命令を受けた者が当該命令に従わないときは、当該職員に検査のため必要な最小限度において、当該検体を採取させることができるものとする。こと。（法第 26 条の 4 第 2 項及び第 4 項並びに第 50 条第 7 項関係）

(8) 都道府県知事は、(6) により提出を受け、又は当該職員に採取させた検体について検査を実施し、当該検査の結果等を厚生労働大臣に報告しなければならないものとする。こと。（法第 26 条の 4 第 5 項及び第 6 項並びに第 50 条第 3 項関係）

(9) 厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、(6) により提出を受け、又は当該職員に採取させた検体の一部の提出を求めることができるものとする。こと。（法第 26 条の 4 第 7 項及び第 50 条第 3 項関係）

(10) 都道府県知事は、(6) の検体の提出若しくは採取の命令をし、当該職員に検体の採取の措置を実施させ、又は (8) により検体の検査を実施するため特に必要があると認めるときは、他の都道府県知事又は厚生労働大臣に対し感染症試験研究等機関の職員の派遣その他の必要な協力を求めることができるものとする。こと。（法第 26 条の 4 第 8 項及び第 50 条第 3 項関係）

(11) 都道府県知事又は厚生労働大臣は、それぞれ (1) 若しくは (6) 又は (2) 若しくは (7) の措置を実施し、又は当該職員に実施させる場合には、その名あて人又はその保護者に対し、当該措置を実施する旨及びその理由等を書面により通知しなければならないものとする。こと。ただし、書面により通知しないで措置を実施すべき差し迫った必要がある場合には、この限りではないものとする。こと。（法第 36 条第 1 項及び第 3 項並びに第 50 条第 9 項関係）

(12) 都道府県知事又は厚生労働大臣は、(11) のただし書の場合においては、当該措置を実施した後相当の期間内に、当該措置を実施した旨及びその理由等を記載した書

面を当該措置の名あて人又はその保護者に交付しなければならないものとする
こと。(法第 36 条第 2 項及び第 3 項並びに第 50 条第 9 項関係)

5 結核

保健所長は、結核登録票に登録されている者について、結核の予防又は医療を効果的に実施するため必要があると認めるときは、病院、診療所、薬局等に対し、処方された薬剤を確実に服用する指導その他必要な指導の実施を依頼することができるものとする。こと。(法第 53 条の 14 第 2 項関係)

6 費用負担

感染症の発生の状況及び動向の把握、感染症の発生の状況、動向及び原因の調査、検体の採取等、検体の収去等に要する費用の支弁について、所要の規定の整備を行うこと。(法第 58 条第 1 号、第 4 号の 2 及び第 4 号の 3 関係)

7 事務の区分

都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている 2 の (4)、3 及び 4 の事務を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の第一号法定受託事務とすること。(法第 65 条の 2 関係)

8 罰則その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 施行期日等

1 施行期日

改正法は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとする。ただし、次の改正規定については各々に定める日から施行することとする。(改正法附則第 1 条関係)

(1) 第二の 1 の (3) 及び第二の 2 の (2) 公布の日

(2) 第二の 1 ((2) のア及び (3) を除く。) 公布の日から起算して 2 月を経過した日

(3) 第二の 1 の (2) のア、第二の 2 の (1) 及び第二の 5 公布の日から起算して 6 月を経過した日

2 検討

政府は、改正法の施行後 5 年を経過した場合において、改正法の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。こと。(改正法附則第 2 条関係)

3 経過措置等

その他改正法の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について
所要の改正を行うこととすること。(改正法附則第3条から第6条まで関係)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照条文 目次

一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）（抄） 1

二 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄） 31

| 改 正 案 | 現 行 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>目次 前文</p> <p>第一章 総則（第一条―第八条）</p> <p>第二章 基本指針等（第九条―第十一条）</p> <p>第三章 感染症に関する情報の収集及び公表（第十二条―第十条の二）</p> <p>第四章 就業制限その他の措置（第十六条の三―第二十六条の二）</p> <p>第五章 消毒その他の措置（第二十六条の三―第三十六条）</p> <p>第六章 医療（第三十七条―第四十四条）</p> <p>第七章 新型インフルエンザ等感染症（第四十四条の二―第四十四条の五）</p> <p>第八章 新感染症（第四十四条の六―第五十三条）</p> <p>第九章 結核（第五十三条の二―第五十三条の十五）</p> <p>第十章 感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する措置（第五十四条―第五十六条の二）</p> <p>第十一章 特定病原体等</p> <p>第一節 一種病原体等（第五十六条の三―第五十六条の五）</p> <p>第二節 二種病原体等（第五十六条の六―第五十六条の十五）</p> <p>第三節 三種病原体等（第五十六条の十六・第五十六条の十七）</p> <p>第四節 所持者等の義務（第五十六条の十八―第五十六条の二十九）</p> <p>第五節 監督（第五十六条の三十一―第五十六条の三十八）</p> | <p>目次 前文</p> <p>第一章 総則（第一条―第八条）</p> <p>第二章 基本指針等（第九条―第十一条）</p> <p>第三章 感染症に関する情報の収集及び公表（第十二条―第十条の二）</p> <p>第四章 健康診断、就業制限及び入院（第十七条―第二十六条の二）</p> <p>第五章 消毒その他の措置（第二十七条―第三十六条）</p> <p>第六章 医療（第三十七条―第四十四条）</p> <p>第七章 新型インフルエンザ等感染症（第四十四条の二―第四十四条の五）</p> <p>第八章 新感染症（第四十四条の六―第五十三条）</p> <p>第九章 結核（第五十三条の二―第五十三条の十五）</p> <p>第十章 感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する措置（第五十四条―第五十六条の二）</p> <p>第十一章 特定病原体等</p> <p>第一節 一種病原体等（第五十六条の三―第五十六条の五）</p> <p>第二節 二種病原体等（第五十六条の六―第五十六条の十五）</p> <p>第三節 三種病原体等（第五十六条の十六・第五十六条の十七）</p> <p>第四節 所持者等の義務（第五十六条の十八―第五十六条の二十九）</p> <p>第五節 監督（第五十六条の三十一―第五十六条の三十八）</p> |

第十二章 費用負担（第五十七条―第六十三条）
第十三章 雑則（第六十三条の二―第六十六条）
第十四章 罰則（第六十七条―第八十一条）
附則

（定義等）

第六条（略）

2（略）

3 この法律において「二類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

一 一三（略）

四 重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）

五 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）

六 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清型が新型インフルエンザ等感染症の病原体に変異するおそれが高いもの血清型として政令で定めるものであるものに限る。第五項第七号において「特定鳥インフルエンザ」という。）

4（略）

5 この法律において「四類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

一 一六（略）

七 鳥インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）

八 一十一（略）

6 一二十（略）

21 この法律において「二種病原体等」とは、次に掲げる病原体等（医薬品等であつて、人を発病させるおそれがほとんどない

第十二章 費用負担（第五十七条―第六十三条）
第十三章 雑則（第六十三条の二―第六十六条）
第十四章 罰則（第六十七条―第八十一条）
附則

（定義）

第六条（略）

2（略）

3 この法律において「二類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

一 一三（略）

四 重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）

（新設）

五 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清型がH5N1であるものに限る。第五項第七号において「鳥インフルエンザ（H5N1）」という。）

4（略）

5 この法律において「四類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

一 一六（略）

七 鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。）

八 一十一（略）

6 一二十（略）

21 この法律において「二種病原体等」とは、次に掲げる病原体等（医薬品等であつて、人を発病させるおそれがほとんどない

ものとして厚生労働大臣が指定するものを除く。)をいう。

一・二 (略)

三 ベータコロナウイルス属SARSコロナウイルス

四〇七 (略)

22 この法律において「三種病原体等」とは、次に掲げる病原体等(医薬品等であつて、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定するものを除く。)をいう。

一 (略)

二 マイコバクテリウム属ツベルクロシス(別名結核菌)(

イソニコチン酸ヒドラジド、リファンピシンその他結核の治療に使用される薬剤として政令で定めるものに対し耐性を有するものに限る。)

三・四 (略)

23 この法律において「四種病原体等」とは、次に掲げる病原体等(医薬品等であつて、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定するものを除く。)をいう。

一 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清亜型が政令で定めるものであるもの(新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。))又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に限る。)

二〇十一 (略)

24 厚生労働大臣は、第三項第六号の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。

(医師の届出)

第十二条 医師は、次に掲げる者を診断したときは、厚生労働省令で定める場合を除き、第一号に掲げる者については直ちにその者の氏名、年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を、第二号に掲げる者については七日以内にその者の年齢、性別そ

ものとして厚生労働大臣が指定するものを除く。)をいう。

一・二 (略)

三 コロナウイルス属SARSコロナウイルス

四〇七 (略)

22 この法律において「三種病原体等」とは、次に掲げる病原体等(医薬品等であつて、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定するものを除く。)をいう。

一 (略)

二 マイコバクテリウム属ツベルクロシス(別名結核菌)(

イソニコチン酸ヒドラジド及びリファンピシンに対し耐性を有するものに限る。)

三・四 (略)

23 この法律において「四種病原体等」とは、次に掲げる病原体等(医薬品等であつて、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定するものを除く。)をいう。

一 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清亜型がH2N2、H5N1若しくはH7N7であるもの(新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。))又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に限る。)

二〇十一 (略)

(新設)

(医師の届出)

第十二条 医師は、次に掲げる者を診断したときは、厚生労働省令で定める場合を除き、第一号に掲げる者については直ちにその者の氏名、年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を、第二号に掲げる者については七日以内にその者の年齢、性別そ

の他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出なければならぬ。

一 一類感染症の患者、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の患者又は無症状病原体保有者、厚生労働省令で定める五類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者及び新感染症にかかっていると疑われる者

二 (略)

2 5 (略)

(獣医師の届出)

第十三条 獣医師は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症のうちエボラ出血熱、マールブルグ病その他の政令で定める感染症ごとに当該感染症を人に感染させるおそれが高いものとして政令で定めるサルその他の動物について、当該動物が当該感染症にかかり、又はかかっている疑いがあると診断したときは、直ちに、当該動物の所有者（所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下この条において同じ。）の氏名その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出なければならぬ。ただし、当該動物が実験のために当該感染症に感染させられている場合は、この限りでない。

2 前項の政令で定める動物の所有者は、獣医師の診断を受けない場合において、当該動物が同項の政令で定める感染症にかかり、又はかかっている疑いがあると認めるときは、同項の規定による届出を行わなければならない。ただし、当該動物が実験のために当該感染症に感染させられている場合は、この限りでない。

3 5 (略)

(感染症の発生状況及び動向の把握)

の他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出なければならぬ。

一 一類感染症の患者、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者又は無症状病原体保有者及び新感染症にかかっていると疑われる者

二 (略)

2 5 (略)

(獣医師の届出)

第十三条 獣医師は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症のうちエボラ出血熱、マールブルグ病その他の政令で定める感染症ごとに当該感染症を人に感染させるおそれが高いものとして政令で定めるサルその他の動物について、当該動物が当該感染症にかかり、又はかかっている疑いがあると診断したときは、直ちに、当該動物の所有者（所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下この条において同じ。）の氏名その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出なければならぬ。

2 前項の政令で定める動物の所有者は、獣医師の診断を受けない場合において、当該動物が同項の政令で定める感染症にかかり、又はかかっている疑いがあると認めるときは、同項の規定による届出を行わなければならない。

3 5 (略)

(感染症の発生状況及び動向の把握)

第十四条 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、開設者の同意を得て、五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所を指定する。

2 前項の規定による指定を受けた病院又は診療所（以下この条において「指定届出機関」という。）の管理者は、当該指定届出機関の医師が前項の厚生労働省令で定める五類感染症の患者（厚生労働省令で定める五類感染症の無症状病原体保有者を含む。以下この項において同じ。）若しくは前項の二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの患者を診断し、又は同項の厚生労働省令で定める五類感染症により死亡した者の死体を検案したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該患者又は当該死亡した者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を当該指定届出機関の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならぬ。

3 (略)

4 指定届出機関は、三十日以上予告期間を設けて、第一項の規定による指定を辞退することができる。

5 都道府県知事は、指定届出機関の管理者が第二項の規定に違反したとき、又は指定届出機関が同項の規定による届出を担当するについて不適当であると認められるに至ったときは、第一項の規定による指定を取り消すことができる。

第十四条の二 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、開設者の同意を得て、厚生労働省令で定める五類感染症の患者の検体又は当該感染症の病原体の届出を担当させる病院若しくは診療所又は衛生検査所を指定する。

第十四条 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、開設者の同意を得て、五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所（以下この条において「指定届出機関」という。）を指定する。

2 指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が前項の厚生労働省令で定める五類感染症の患者（厚生労働省令で定める五類感染症の無症状病原体保有者を含む。以下この項において同じ。）若しくは前項の二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの患者を診断し、又は同項の厚生労働省令で定める五類感染症により死亡した者の死体を検案したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該患者又は当該死亡した者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を当該指定届出機関の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

3 (略)

4 指定届出機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

5 都道府県知事は、指定届出機関の管理者が第二項の規定に違反したとき、又は指定届出機関が同項の規定による届出を担当するについて不適当であると認められるに至ったときは、その指定を取り消すことができる。

(新設)

- 2| 前項の規定による指定を受けた病院若しくは診療所又は衛生検査所（以下この条において「指定提出機関」という。）の管理者は、当該指定提出機関（病院又は診療所に限る。）の医師が同項の厚生労働省令で定める五類感染症の患者を診断したとき、又は当該指定提出機関（衛生検査所に限る。）の職員が当該患者の検体若しくは当該感染症の病原体について検査を実施したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該患者の検体又は当該感染症の病原体の一部を同項の規定により当該指定提出機関を指定した都道府県知事に提出しなければならない。
- 3| 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により提出を受けた検体又は感染症の病原体について検査を実施しなければならない。
- 4| 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の検査の結果その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。
- 5| 厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第二項の規定により提出を受けた検体又は感染症の病原体の一部の提出を求めることができる。
- 6| 指定提出機関は、三十日以上予告期間を設けて、第一項の規定による指定を辞退することができる。
- 7| 都道府県知事は、指定提出機関の管理者が第二項の規定に違反したとき、又は指定提出機関が同項の規定による提出を担当するについて不適当であると認められるに至ったときは、第一項の規定による指定を取り消すことができる。

（感染症の発生の状況、動向及び原因の調査）

第十五条 都道府県知事は、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染

（感染症の発生の状況、動向及び原因の調査）

第十五条 都道府県知事は、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染

症、四類感染症、五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

2 厚生労働大臣は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該職員に一类感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

3 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第一項の規定による必要な調査として当該職員に次の各号に掲げる者に対し当該各号に定める検体若しくは感染症の病原体を提出し、若しくは当該職員による当該検体の採取に応じるべきことを求めさせ、又は第一号から第三号までに掲げる者の保護者（親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。）に対し当該各号に定める検体を提出し、若しくは当該各号に掲げる者に当該職員による当該検体の採取に応じさせるべきことを求めさせることができる。

一 一类感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者又は当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者
当該者の検体

二 三类感染症、四類感染症若しくは五類感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者又は当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者
当該者の検体

三 新感染症の所見がある者又は新感染症にかかっていると疑

症、四類感染症、五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者及び無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

2 厚生労働大臣は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該職員に一类感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者及び無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

（新設）

うに足りる正当な理由のある者 当該者の検体

四 一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症を人に感染させるおそれがある動物又はその死体の所有者又は管理者 当該動物又はその死体の検体

五 三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症を人に感染させるおそれがある動物又はその死体の所有者又は管理者 当該動物又はその死体の検体

六 新感染症を人に感染させるおそれがある動物又はその死体の所有者又は管理者 当該動物又はその死体の検体

七 第一号に定める検体又は当該検体から分離された同号に規定する感染症の病原体を所持している者 当該検体又は当該感染症の病原体

八 第二号に定める検体又は当該検体から分離された同号に規定する感染症の病原体を所持している者 当該検体又は当該感染症の病原体

九 第三号に定める検体又は当該検体から分離された新感染症の病原体を所持している者 当該検体又は当該感染症の病原体

十 第四号に定める検体又は当該検体から分離された同号に規定する感染症の病原体を所持している者 当該検体又は当該感染症の病原体

十一 第五号に定める検体又は当該検体から分離された同号に規定する感染症の病原体を所持している者 当該検体又は当該感染症の病原体

十二 第六号に定める検体又は当該検体から分離された新感染症の病原体を所持している者 当該検体又は当該感染症の病原体

4 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により提出を受けた検体若しくは感染症の病原体又は当該職員が採取した検体について検査を実施しなければならない

(新設)

5| 第三項の規定は、第二項の規定による必要な調査について準用する。

6| 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者は、第一項又は第二項の規定による質問又は必要な調査に協力するよう努めなければならない。

7| 8| (略)

9| 厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第三項の規定により提出を受けた検体若しくは感染症の病原体又は当該職員が採取した検体の一部の提出を求めることができる。

10| 都道府県知事は、第一項の規定による質問又は必要な調査を実施するため特に必要があると認めるときは、他の都道府県知事又は厚生労働大臣に対し、感染症の治療の方法の研究、病原体等の検査その他の感染症に関する試験研究又は検査を行う機関（以下「感染症試験研究等機関」という。）の職員の派遣その他の必要な協力を求めることができる。

11| 第七項の規定は、前項の規定により派遣された職員について準用する。

12| 第七項の証明書に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(検疫所長との連携)
第十五条の二 (略)

3 前条第七項の規定は、都道府県知事が当該職員に第一項に規

(新設)

3| 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者及び無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者は、前二項の規定による質問又は必要な調査に協力するよう努めなければならない。

4| 5| (略)
(新設)

6| 都道府県知事は、第一項の規定を実施するため特に必要があると認めるときは、他の都道府県知事又は厚生労働大臣に感染症の治療の方法の研究、病原体等の検査その他の感染症に関する試験研究又は検査を行って~~いる~~機関の職員の派遣その他同項の規定による質問又は必要な調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

7| 第四項の規定は、前項の規定により派遣された職員について準用する。

8| 第四項の証明書に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(検疫所長との連携)
第十五条の二 (略)

3 前条第四項の規定は、都道府県知事が当該職員に第一項に規

定する措置を実施させる場合について準用する。

第十五条の三 (略)

2・3 (略)

4 第十五条第七項の規定は、都道府県知事が当該職員に第一項及び第二項に規定する措置を実施させる場合について準用する。

第四章 就業制限その他の措置

(検体の採取等)

第十六条の三 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症又は新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、第十五条第三項第一号に掲げる者に対し同号に定める検体を提出し、若しくは当該職員による当該検体の採取に応じるべきことを勧告し、又はその保護者に対し当該検体を提出し、若しくは同号に掲げる者に当該職員による当該検体の採取に応じさせるべきことを勧告することができる。ただし、都道府県知事がその行おうとする勧告に係る当該検体（その行おうとする勧告に係る当該検体から分離された同号に規定する感染症の病原体を含む。以下この項において同じ。）を所持している者からその行おうとする勧告に係る当該検体入手することができる」と認められる場合においては、この限りでない。

2

厚生労働大臣は、一類感染症、二類感染症又は新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、第十五条第三項第一号に掲げる者に対し同号に定める検体を提出し、若しくは当該職員による当該検体の採取に応じるべきことを勧告し、又はその保護者に対し当該検体を提出し、若しくは同号に掲げる者に当該職員による当該検体の採

定する措置を実施させる場合について準用する。

第十五条の三 (略)

2・3 (略)

4 第十五条第四項の規定は、都道府県知事が当該職員に第一項及び第二項に規定する措置を実施させる場合について準用する。

第四章 健康診断、就業制限及び入院

(新設)

取に応じさせるべきことを勧告することができる。ただし、厚生労働大臣が行おうとする勧告に係る当該検体（その行おうとする勧告に係る当該検体から分離された同号に規定する感染症の病原体を含む。以下この項において同じ。）を所持している者からその行おうとする勧告に係る当該検体を入手することができると認められる場合においては、この限りでない。

3 | 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該職員に当該勧告に係る第十五条第三項第一号に掲げる者から検査のため必要な最小限度において、同号に定める検体採取させることができる。

4 | 厚生労働大臣は、第二項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該職員に当該勧告に係る第十五条第三項第一号に掲げる者から検査のため必要な最小限度において、同号に定める検体採取させることができる。

5 | 都道府県知事は、第一項の規定による検体の提出若しくは採取の勧告をし、又は第三項の規定による検体の採取の措置を実施する場合には、同時に、当該勧告を受け、又は当該措置を実施される者に対し、当該勧告をし、又は当該措置を実施する理由その他の厚生労働省令で定める事項を書面により通知しなければならぬ。ただし、当該事項を書面により通知しないで検体の提出若しくは採取の勧告をし、又は検体の採取の措置を実施すべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

6 | 都道府県知事は、前項ただし書の場合においては、当該検体の提出若しくは採取の勧告又は検体の採取の措置の後相当の期間内に、当該勧告を受け、又は当該措置を実施された者に対し、同項の理由その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

7 | 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受け、若しくは当該職員が採取した検体又は第三項の規定により当該職員に採取させた検体について検

査を実施しなければならない。

8 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の検査の結果その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

9 厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第一項の規定により提出を受け、若しくは当該職員が採取した検体又は第三項の規定により当該職員に採取させた検体の一部の提出を求めることができる。

10 都道府県知事は、第一項の規定により検体の提出若しくは採取の勧告をし、第三項の規定により当該職員に検体の採取の措置を実施させ、又は第七項の規定により検体の検査を実施するため特に必要があると認めるときは、他の都道府県知事又は厚生労働大臣に対し、感染症試験研究等機関の職員の派遣その他の必要な協力を求めることができる。

11 第五項及び第六項の規定は、厚生労働大臣が第二項の規定により検体の提出若しくは採取の勧告をし、又は第四項の規定により当該職員に検体の採取の措置を実施させる場合について準用する。

(健康診断)

第十七条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し当該感染症にかかっているかどうかに関する医師の健康診断を受け、又はその保護者に対し当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に健康診断を受けさせるべきことを勧告することができる。

2 (略)

(削る)

(健康診断)

第十七条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し当該感染症にかかっているかどうかに関する医師の健康診断を受け、又はその保護者（親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。）に対し当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に健康診断を受けさせるべきことを勧告することができる。

2 (略)

3 都道府県知事は、第一項に規定する健康診断の勧告をし、又

(削る)

(最小限度の措置)

第二十二條の二 第十六條の三から第二十一條までの規定により実施される措置は、感染症を公衆にまん延させるおそれ、感染症にかかった場合の病状の程度その他の事情に照らして、感染症の発生を予防し、又は感染症のまん延を防止するため必要な最小限度のものでなければならぬ。

(書面による通知)

第二十三條 第十六條の三第五項及び第六項の規定は、都道府県知事が第十七條第一項の規定による健康診断の勧告、同條第二項の規定による健康診断の措置、第十九條第一項及び第二十二條第一項の規定による入院の勧告、第十九條第三項及び第五項並びに第二十二條第二項及び第三項の規定による入院の措置並びに同條第四項の規定による入院の期間の延長をする場合について準用する。

第五章 消毒その他の措置

(検体の収去等)

は前項に規定する健康診断の措置を実施する場合には、同時に、当該勧告をし、又は当該措置を実施する理由その他の厚生労働省令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、当該事項を書面により通知しないで健康診断の勧告をし、又は健康診断の措置を実施すべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

4 都道府県知事は、前項ただし書の場合においては、当該健康診断の勧告又は措置の後相当の期間内に、同項の理由その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

(最小限度の措置)

第二十二條の二 第十七條から第二十一條までの規定により実施される措置は、感染症を公衆にまん延させるおそれ、感染症にかかった場合の病状の程度その他の事情に照らして、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な最小限度のものでなければならぬ。

(書面による通知)

第二十三條 第十七條第三項及び第四項の規定は、都道府県知事が第十九條第一項及び第二十二條第一項に規定する入院の勧告、第十九條第三項及び第五項並びに第二十二條第二項及び第三項に規定する入院の措置並びに同條第四項に規定する入院の期間の延長をする場合について準用する。

第五章 消毒その他の措置

第二十六条の三 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症又は

新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、第十五条第三項第七号又は第十号に掲げる者に対し、当該各号に定める検体又は感染症の病原体を提出すべきことを命ずることができる。

2| 厚生労働大臣は、一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、第十五条第三項第七号又は第十号に掲げる者に対し、当該各号に定める検体又は感染症の病原体を提出すべきことを命ずることができる。

3| 都道府県知事は、第一項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、当該職員に当該命令に係る第十五条第三項第七号又は第十号に掲げる者から検査のため必要な最小限度において、当該各号に定める検体又は感染症の病原体を無償で収去させることができる。

4| 厚生労働大臣は、第二項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、当該職員に当該命令に係る第十五条第三項第七号又は第十号に掲げる者から検査のため必要な最小限度において、当該各号に定める検体又は感染症の病原体を無償で収去させることができる。

5| 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた検体若しくは感染症の病原体又は第三項の規定により当該職員に収去させた検体若しくは感染症の病原体について検査を実施しなければならない。

6| 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の検査の結果その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

7| 厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第一項の規定により提出を受けた検体若しくは感染症の病原体又は第三項の規定により当該職員

(新設)

に収去させた検体若しくは感染症の病原体の一部の提出を求め
ることができる。

8 都道府県知事は、第一項の規定により検体若しくは感染症の
病原体の提出の命令をし、第三項の規定により当該職員に検体
若しくは感染症の病原体の収去の措置を実施させ、又は第五項
の規定により検体若しくは感染症の病原体の検査を実施するた
め特に必要があると認めるときは、他の都道府県知事又は厚生
労働大臣に対し、感染症試験研究等機関の職員の派遣その他の
必要な協力を求めることができる。

(検体の採取等)

第二十六条の四 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症又は
新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延
を防止するため必要があると認めるときは、第十五条第三項第
四号に掲げる者に対し、同号に定める検体を提出し、又は当該
職員による当該検体の採取に応ずべきことを命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、一類感染症、二類感染症又は新型インフル
エンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するた
め緊急の必要があると認めるときは、第十五条第三項第四号に
掲げる者に対し、同号に定める検体を提出し、又は当該職員に
よる当該検体の採取に応ずべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による命令を受けた者が当該
命令に従わないときは、当該職員に当該命令に係る第十五条第
三項第四号に規定する動物又はその死体から検査のため必要な
最小限度において、同号に定める検体を採取させることができ
る。

4 厚生労働大臣は、第二項の規定による命令を受けた者が当該
命令に従わないときは、当該職員に当該命令に係る第十五条第
三項第四号に規定する動物又はその死体から検査のため必要な

(新設)

最小限度において、同号に定める検体を採取させることができる。

5| 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受け、若しくは当該職員が採取した検体又は第三項の規定により当該職員に採取させた検体について検査を実施しなければならない。

6| 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の検査の結果その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

7| 厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第一項の規定により提出を受け、若しくは当該職員が採取した検体又は第三項の規定により当該職員に採取させた検体の一部の提出を求めることができる。

8| 都道府県知事は、第一項の規定により検体の提出若しくは採取の命令をし、第三項の規定により当該職員に検体の採取の措置を実施させ、又は第五項の規定により検体の検査を実施するため特に必要があると認めるときは、他の都道府県知事又は厚生労働大臣に対し、感染症試験研究等機関の職員の派遣その他の必要な協力を求めることができる。

(必要な最小限度の措置)

第三十四条 第二十六条の三から前条までの規定により実施される措置は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な最小限度のものでなければならない。

(質問及び調査)

第三十五条 都道府県知事は、第二十六条の三から第三十三条までに規定する措置を実施するため必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者がいる場所若しくは

(必要な最小限度の措置)

第三十四条 第二十七条から前条までの規定により実施される措置は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な最小限度のものでなければならない。

(質問及び調査)

第三十五条 都道府県知事は、第二十七条から第三十三条までに規定する措置を実施するため必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者がいる場所若しくは

はいた場所、当該感染症により死亡した者の死体がある場所若しくはあつた場所、当該感染症を人に感染させるおそれがある動物がいる場所若しくはいた場所、当該感染症により死亡した動物の死体がある場所若しくはあつた場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所若しくは汚染された疑いがある場所に立ち入り、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者若しくは当該感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

2・3 (略)

4| 前三項の規定は、厚生労働大臣が第二十六条の三第二項若しくは第四項又は第二十六条の四第二項若しくは第四項に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施させるため必要があると認める場合について準用する。この場合において、第一項中「三類感染症、四類感染症若しくは」とあるのは、「若しくは」と読み替えるものとする。

5| 第一項から第三項までの規定は、市町村長が第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第二項又は第三十一条第二項に規定する措置を実施するため必要があると認める場合について準用する。

6| (略)

(書面による通知)

第三十六条 都道府県知事は、第二十六条の三第一項若しくは第三項、第二十六条の四第一項若しくは第三項、第二十七条第一項若しくは第二項、第二十八条第一項若しくは第二項、第二十九条第一項又は第三十一条第一項若しくは第二項、第三十条第一項又は第三十一条第一項に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施させる場合

た場所、当該感染症により死亡した者の死体がある場所若しくはあつた場所、当該感染症を人に感染させるおそれがある動物がいる場所若しくはいた場所、当該感染症により死亡した動物の死体がある場所若しくはあつた場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所若しくは汚染された疑いがある場所に立ち入り、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者若しくは当該感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

2・3 (略)

(新設)

4| 前三項の規定は、市町村長が第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第二項又は第三十一条第二項に規定する措置を実施するため必要があると認める場合について準用する。

5| (略)

(書面による通知)

第三十六条 都道府県知事は、第二十七条第一項若しくは第二項、第二十八条第一項若しくは第二項、第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第一項又は第三十一条第一項に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施させる場合には、その名あて人又はその保護者に対し、当該措置を実施する旨及びその理由

には、その名あて人又はその保護者に対し、当該措置を実施する旨及びその理由その他厚生労働省令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、当該事項を書面により通知しないで措置を実施すべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2
(略)

3| 前二項の規定は、厚生労働大臣が第二十六条の三第二項若しくは第四項又は第二十六条の四第二項若しくは第四項に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施させる場合について準用する。

4| 5| (略)

(新型インフルエンザ等感染症に係る経過の報告)

第四十四条の五 (略)

2 前項の規定は、市町村長が、新型インフルエンザ等感染症に
関し、第三十五条第五項において準用する同条第一項に規定する措置を当該職員に実させた場合について準用する。

(新感染症に係る検体の採取等)

第四十四条の七 都道府県知事は、新感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、第十五条第三項第三号に掲げる者に対し同号に定める検体を提出し、若しくは当該職員による当該検体の採取に応じるべきことを勧告し、又はその保護者に対し当該検体を提出し、若しくは同号に掲げる者に当該職員による当該検体の採取に応じさせるべきことを勧告することができる。ただし、都道府県知事がその行おうとする勧告に係る当該検体(その行おうとする勧告に係る当該検体から分離された新感染症の病原体を含む。以下この項において同じ。)を所持している者からその行おうとする勧告に係る当該検体を手入手することができるものと認められる場合においては、この限りでない。

その他厚生労働省令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、当該事項を書面により通知しないで措置を実施すべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2
(略)

(新設)

3| 4| (略)

(新型インフルエンザ等感染症に係る経過の報告)

第四十四条の五 (略)

2 前項の規定は、市町村長が、新型インフルエンザ等感染症に
関し、第三十五条第四項において準用する同条第一項に規定する措置を当該職員に実施させた場合について準用する。

(新設)

- い。
- 2 厚生労働大臣は、新感染症のまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、第十五条第三号に掲げる者に対し同号に定める検体を提出し、若しくは当該職員による当該検体の採取に応じるべきことを勧告し、又はその保護者に対し当該検体を提出し、若しくは同号に掲げる者に当該職員による当該検体の採取に応じさせるべきことを勧告することができる。ただし、厚生労働大臣が行おうとする勧告に係る当該検体（その行おうとする勧告に係る当該検体から分離された新感染症の病原体を含む。以下この項において同じ。）を所持している者からその行おうとする勧告に係る当該検体入手することができると認められる場合においては、この限りでない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該職員に当該勧告に係る第十五条第三号第三号に掲げる者から検査のため必要な最小限度において、同号に定める検体を採取させることができる。
- 4 厚生労働大臣は、第二項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該職員に当該勧告に係る第十五条第三号第三号に掲げる者から検査のため必要な最小限度において、同号に定める検体を採取させることができる。
- 5 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受け、若しくは当該職員が採取した検体又は第三項の規定により当該職員に採取させた検体について検査を実施しなければならない。
- 6 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の検査の結果その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。
- 7 厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第一項の規定により提出を受け、若しくは当該職員が採取した検体又は第三項の規定により当該

職員に採取させた検体の一部の提出を求めることができる。

8 都道府県知事は、第一項の規定により検体の提出若しくは採取の勧告をし、第三項の規定により当該職員に検体の採取の措置を実施させ、又は第五項の規定により検体の検査を実施するため特に必要があると認めるときは、他の都道府県知事又は厚生労働大臣に対し、感染症試験研究等機関の職員の派遣その他の必要な協力を求めることができる。

9 第十六条の三第五項及び第六項の規定は、都道府県知事が第一項の規定により検体の提出若しくは採取の勧告をし、又は第三項の規定により当該職員に検体の採取の措置を実施させる場合について準用する。

10 第十六条の三第五項及び第六項の規定は、厚生労働大臣が第二項の規定により検体の提出若しくは採取の勧告をし、又は第四項の規定により当該職員に検体の採取の措置を実施させる場合について準用する。

(新感染症に係る健康診断)

第四十五条 (略)

2 (略)

3 第十六条の三第五項及び第六項の規定は、都道府県知事が第一項に規定する健康診断の勧告又は前項に規定する健康診断の措置を実施する場合について準用する。

(最小限度の措置)

第四十八条の二 第四十四条の七から第四十七条までの規定により実施される措置は、新感染症を公衆にまん延させるおそれ、新感染症にかかった場合の病状の程度その他の事情に照らして、新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な最小限度のものでなければならない。

(新感染症に係る健康診断)

第四十五条 (略)

2 (略)

3 第十七条第三項及び第四項の規定は、都道府県知事が第一項に規定する健康診断の勧告又は前項に規定する健康診断の措置を実施する場合について準用する。

(最小限度の措置)

第四十八条の二 第四十五条から第四十七条までの規定により実施される措置は、新感染症を公衆にまん延させるおそれ、新感染症にかかった場合の病状の程度その他の事情に照らして、新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な最小限度のものでなければならない。

(新感染症の所見がある者の入院に係る書面による通知)

第四十九条 第十六条の第三五項及び第六項の規定は、都道府県知事が第四十六条第一項に規定する入院の勧告、同条第二項及び第三項に規定する入院の措置並びに同条第四項に規定する入院の期間の延長をする場合について準用する。

(新感染症に係る消毒その他の措置)

第五十条 都道府県知事は、新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該新感染症を一類感染症とみなして、第二十六条の第三第一項及び第三項、第二十六条の四第一項及び第三項、第二十七条から第三十三条まで並びに第三十五条第一項に規定する措置の全部又は一部を実施し、又は当該職員に実施させることができる。

2| 第二十六条の三五項から第八項までの規定は、前項の規定により都道府県知事が同条第一項又は第三項に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施させる場合について準用する。

3| 第二十六条の四五項から第八項までの規定は、第一項の規定により都道府県知事が同条第一項又は第三項に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施させる場合について準用する。

4| 第三十五条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定により都道府県知事が当該職員に同条第一項に規定する措置を実施させる場合について準用する。

5| 第三十六条第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により都道府県知事が第二十六条の三第一項若しくは第三項、第二十六条の四第一項若しくは第三項、第二十七条第一項若しくは第二項、第二十八条第一項若しくは第二項、第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第一項又は第三十一条第一項に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施させる場合について準用する。

6| 第三十六条第四項の規定は、第一項の規定により都道府県知

(新感染症の所見がある者の入院に係る書面による通知)

第四十九条 第十七条第三項及び第四項の規定は、都道府県知事が第四十六条第一項に規定する入院の勧告、同条第二項及び第三項に規定する入院の措置並びに同条第四項に規定する入院の期間の延長をする場合について準用する。

(新感染症に係る消毒その他の措置)

第五十条 都道府県知事は、新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該新感染症を一類感染症とみなして、第二十七条から第三十三条まで及び第三十五条第一項に規定する措置の全部又は一部を実施し、又は当該職員に実施させることができる。

(新設)

(新設)

2| 第三十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県知事が当該職員に同条第一項に規定する措置を実施させる場合について準用する。

3| 第三十六条第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により都道府県知事が第二十七条第一項若しくは第二項、第二十八条第一項若しくは第二項、第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第一項又は第三十一条第一項に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施させる場合について準用する。

4| 第三十六条第三項の規定は、第一項の規定により都道府県知

事が第三十二条又は第三十三条に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施させる場合について準用する。

7| 厚生労働大臣は、新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該新感染症を一類感染症とみなして、第二十六条の三第二項及び第四項、第二十六条の四第二項及び第四項並びに第三十五条第四項において準用する同条第一項に規定する措置の全部又は一部を実施し、又は当該職員に実施させることができる。

8| 第三十五条第四項において準用する同条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により当該職員に同条第四項において準用する同条第一項に規定する措置を実施させる場合について準用する。

9| 第三十六条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定は、第七項の規定により厚生労働大臣が第二十六条の三第二項若しくは第四項又は第二十六条の四第二項若しくは第四項に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施させる場合について準用する。

10| 市町村長は、新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該新感染症を一類感染症とみなして、第三十五条第五項において準用する同条第一項に規定する措置を当該職員に実施させることができる。

11| 第三十五条第五項において準用する同条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により当該職員に同条第五項において準用する同条第一項に規定する措置を実施させる場合について準用する。

12| 第三十六条第五項において準用する同条第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により実施される第二十七条第二項、第二十八条第二項又は第二十九条第二項の規定による都道府県知事の指示に従い、市町村長が当該職員に第二十七条第二項、第二十八条第二項又は第二十九条第二項に規定する措置を実施さ

事が第三十二条又は第三十三条に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施させる場合について準用する。

(新設)

(新設)

(新設)

5| 市町村長は、新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該新感染症を一類感染症とみなして、第三十五条第四項において準用する同条第一項に規定する措置を当該職員に実施させることができる。

6| 第三十五条第四項において準用する同条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により当該職員に同条第四項において準用する同条第一項に規定する措置を実施させる場合について準用する。

7| 第三十六条第四項において準用する同条第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により実施される第二十七条第二項、第二十八条第二項又は第二十九条第二項の規定による都道府県知事の指示に従い、市町村長が当該職員に第二十七条第二項、第二十八条第二項又は第二十九条第二項に規定する措置を実施さ

せる場合について準用する。

13| 第一項、第七項又は第十項の規定により実施される措置は、新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な最小限度のものでなければならぬ。

(厚生労働大臣の技術的指導及び助言)

第五十一条 都道府県知事は、第四十四条の七第一項、第四十五条第一項、第四十六条第一項、第三項若しくは第四項、第四十七條若しくは第四十八条第一項若しくは第四項に規定する措置又は第五十条第一項の規定により第二十六条の三第一項、第二十六條の四第一項、第二十七条から第三十三条まで若しくは第三十五条第一項に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施させようとする場合には、あらかじめ、当該措置の内容及び当該措置を実施する時期その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に通報し、厚生労働大臣と密接な連携を図った上で当該措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による通報を受けたときは、第四十四条の七から第四十八条まで及び第五十条第一項に規定する措置を適正なものとするため、当該都道府県知事に対して技術的な指導及び助言をしなければならない。

3 (略)

4 前三項の規定は、市町村長が第五十条第十項の規定により第三十五条第五項において準用する同条第一項に規定する措置を当該職員に実施させる場合について準用する。

(厚生労働大臣の指示)

第五十一条の二 厚生労働大臣は、新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第四十四条の七第一項、第四十五条第一項、第四十六条第一項、第三項若しくは第四項、第四十七条

せる場合について準用する。

8| 第一項又は第五項の規定により実施される措置は、新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な最小限度のものでなければならぬ。

(厚生労働大臣の技術的指導及び助言)

第五十一条 都道府県知事は、第四十五条第一項、第四十六条第一項、第三項若しくは第四項、第四十七条若しくは第四十八条第一項若しくは第四項に規定する措置又は第五十条第一項の規定により第二十七条から第三十三条まで若しくは第三十五条第一項に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施させようとする場合には、あらかじめ、当該措置の内容及び当該措置を実施する時期その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に通報し、厚生労働大臣と密接な連携を図った上で当該措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による通報を受けたときは、第四十五条から第四十八条まで及び第五十条第一項に規定する措置を適正なものとするため、当該都道府県知事に対して技術的な指導及び助言をしなければならない。

3 (略)

4 前三項の規定は、市町村長が第五十条第五項の規定により第三十五条第四項において準用する同条第一項に規定する措置を当該職員に実施させる場合について準用する。

(厚生労働大臣の指示)

第五十一条の二 厚生労働大臣は、新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第四十五条第一項、第四十六条第一項、第三項若しくは第四項、第四十七条、第四十八条第一項若し

、第四十八条第一項若しくは第四項、第五十条第一項又は第五十条の二第一項若しくは第二項の規定により都道府県知事が行う事務に関し必要な指示をすることができる。

2・3 (略)

(新感染症に係る経過の報告)

第五十二条 都道府県知事は、第四十四条の七第一項若しくは第三項若しくは第四十五条から第四十八条までに規定する措置若しくは第五十条第一項の規定により第二十六条の三第一項若しくは第三項、第二十六条の四第一項若しくは第三項、第二十七条から第三十三条まで若しくは第三十五条第一項に規定する措置を実施し、若しくは当該職員に実施させた場合又は第五十条の二第一項若しくは第二項の規定による事務を行った場合は、その内容及びその後の経過を逐次厚生労働大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定は、市町村長が、第五十条第十項に規定する措置を当該職員に実施させた場合について準用する。

(家庭訪問指導等)

第五十三条の十四 保健所長は、結核登録票に登録されている者について、結核の予防又は医療上必要があると認めるときは、保健師又はその他の職員をして、その者の家庭を訪問させ、処方された薬剤を確実に服用する指導その他必要な指導を行わせるものとする。

2 保健所長は、結核登録票に登録されている者について、結核の予防又は医療を効果的に実施するため必要があると認めるときは、病院、診療所、薬局その他厚生労働省令で定めるものに対し、厚生労働大臣が定めるところにより、処方された薬剤を確実に服用する指導その他必要な指導の実施を依頼することができる。

くは第四項、第五十条第一項又は第五十条の二第一項若しくは第二項の規定により都道府県知事が行う事務に関し必要な指示をすることができる。

2・3 (略)

(新感染症に係る経過の報告)

第五十二条 都道府県知事は、第四十五条から第四十八条まで又は第五十条第一項に規定する措置を実施し、若しくは当該職員に実施させた場合又は第五十条の二第一項若しくは第二項の規定による事務を行った場合は、その内容及びその後の経過を逐次厚生労働大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定は、市町村長が、第五十条第五項に規定する措置を当該職員に実施させた場合について準用する。

(家庭訪問指導)

第五十三条の十四 保健所長は、結核登録票に登録されている者について、結核の予防又は医療上必要があると認めるときは、保健師又はその他の職員をして、その者の家庭を訪問させ、処方された薬剤を確実に服用することその他必要な指導を行わせるものとする。

(新設)

(厚生労働大臣と警察庁長官等との関係)

第五十六条の三十八 (略)

2 5 6 (略)

7 厚生労働大臣は、国民の生命及び身体を保護するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、感染症試験研究等機関の職員の派遣その他特定病原体等による感染症の発生の予防又はまん延の防止のために必要な協力を要請することができる。

(都道府県の支弁すべき費用)

第五十八条 都道府県は、次に掲げる費用を支弁しなければならぬ。

一 第十四条、第十四条の二、第十五条(第二項及び第五項を除く。)、第十五条の二から第十六条まで、第十六条の第三項、第三項若しくは第七項から第十項まで又は第四十四条の七第一項、第三項若しくは第五項から第八項までの規定により実施される事務に要する費用

二 5 四 (略)

四の二 第二十六条の三第一項若しくは第三項の規定による検体若しくは感染症の病原体の受理若しくは収去(これらが第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。)又は第二十六条の三第五項から第八項まで(これらの規定を第五十条第二項において準用する場合を含む。)の規定により実施される事務に要する費用

四の三 第二十六条の四第一項若しくは第三項の規定による検体の受理若しくは採取(これらが第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。)又は第二十六条の四第五項から第八項まで(これらの規定を第五十条第三項において準用する場合を含む。)の規定により実施される事務に要する費用

(厚生労働大臣と警察庁長官等との関係)

第五十六条の三十八 (略)

2 5 6 (略)

7 厚生労働大臣は、国民の生命及び身体を保護するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、感染症に関する試験研究又は検査を行っている機関の職員の派遣その他特定病原体等による感染症の発生の予防又はまん延の防止のために必要な協力を要請することができる。

(都道府県の支弁すべき費用)

第五十八条 都道府県は、次に掲げる費用を支弁しなければならぬ。

一 第十四条から第十六条までの規定(第十五条第二項を除く。)により実施される事務に要する費用

二 5 四 (略)

(新設)

(新設)

五〇十四 (略)

(保健所を設置する市又は特別区)

第六十四条 保健所を設置する市又は特別区にあつては、第三章から前章までの規定(第十四条第一項及び第五項、第十四条の二第一項及び第七項、第三十八条第一項、第二項、第五項、第六項、第八項及び第九項(同条第二項、第八項及び第九項の規定にあつては、結核指定医療機関に係る部分を除く。))、第四十条第三項から第五項まで、第四十三条(結核指定医療機関に係る部分を除く。)、第五十三条の二第三項、第五十三条の七第一項、第五十六条の二十七第七項並びに第六十条を除く。及び前条中「都道府県知事」とあるのは「市長」又は「区長」と、「都道府県」とあるのは「市」又は「区」とする。

2 (略)

(事務の区分)

第六十五条の二 第三章(第十二条第四項、同条第五項において準用する同条第二項及び第三項、第十四条、第十四条の二、第十六条並びに第十六条の二を除く。)、第四章(第十八条第五項及び第六項、第十九条第二項及び第七項並びに第二十条第六項及び第八項(第二十六条においてこれらの規定を準用する場合を含む。))、第二十四条並びに第二十四条の二(第二十六条及び第四十九条の二において準用する場合を含む。)を除く。

、第二十六条の三、第二十六条の四、第三十二条、第三十三条、第三十八条第二項(第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。)及び第五項、同条第八項及び第九項(第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。)、第四十四条の三第一項から第三項まで、第四十四条の五、第八章(第四十六条第五項及び第七項、第五十条第十項、同条第十二項において準用する第三十六条第五項において準用する条第一項及び第二項、第五十

五〇十四 (略)

(保健所を設置する市又は特別区)

第六十四条 保健所を設置する市又は特別区にあつては、第三章から前章までの規定(第十四条第一項及び第五項、第三十八条第一項、第二項、第五項、第六項、第八項及び第九項(同条第二項、第八項及び第九項の規定にあつては、結核指定医療機関に係る部分を除く。))、第四十条第三項から第五項まで、第四十三条(結核指定医療機関に係る部分を除く。)、第五十三条の二第三項、第五十三条の七第一項、第五十六条の二十七第七項並びに第六十条を除く。及び前条中「都道府県知事」とあるのは「市長」又は「区長」と、「都道府県」とあるのは「市」又は「区」とする。

2 (略)

(事務の区分)

第六十五条の二 第三章(第十二条第四項、同条第五項において準用する同条第二項及び第三項、第十四条、第十六条並びに第十六条の二を除く。)、第四章(第十八条第五項及び第六項、第十九条第二項及び第七項並びに第二十条第六項及び第八項(第二十六条においてこれらの規定を準用する場合を含む。))、第二十四条並びに第二十四条の二(第二十六条及び第四十九条の二において準用する場合を含む。)を除く。、第三十二条、第三十三条、第三十八条第二項(第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。)及び第五項、同条第八項及び第九項(第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。)、第四十四条の三第一項から第三項まで、第四十四条の五、第八章(第四十六条第五項及び第七項、第五十条第五項、同条第七項において準用する第三十六条第四項において準用する同条第一項及び第二項、第五十条の二第四項において準用する第四十四条の三第四

条の二第四項において準用する第四十四条の三第四項及び第五項並びに第五十一条第四項において準用する同条第一項を除く。並びに第十章の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第七十三条 (略)

2 第十二条から第十四条までの規定（これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合（同条第二項の政令により、同条第一項の政令の期間が延長される場合を含む。以下この項及び第七十七条において同じ。）及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合（同条第二項の政令により、同条第一項の政令の期間が延長される場合を含む。以下この項及び第七十七条において同じ。）を含む。）による届出の受理、第十四条の二第二項（第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）の規定による検体若しくは感染症の病原体の受理、第十四条の二第三項（第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）若しくは第二十六条の三第五項（第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）において準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）の規定による検体若しくは感染症の病原体の検査、第十五条（第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）、第十五条の二第一項若しくは第十五条の三第二項の規定による質問若しくは調査、同条第一項の規定による報告若しくは質問、第十六条の三第一項若しくは第二項（これらの規定が第七条第一項の

項及び第五項並びに第五十一条第四項において準用する同条第一項から第三項までを除く。）並びに第十章の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第七十三条 (略)

2 第十二条から第十四条までの規定（これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合（同条第二項の政令により、同条第一項の政令の期間が延長される場合を含む。以下この項及び第七十七条において同じ。）及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合（同条第二項の政令により、同条第一項の政令の期間が延長される場合を含む。以下この項及び第七十七条において同じ。）を含む。）による届出の受理、第十五条（第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）、第十五条の二第一項若しくは第十五条の三第二項の規定による質問若しくは調査、同条第一項の規定による報告若しくは質問、第十七条（第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）若しくは第四十五条若しくは第五十三条の二の規定による健康診断、第十九条、第二十条若しくは第二十六条において準用する第十九条若しくは第二十条の規定（これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）、若しくは第四十六条の規定による入院、第二十七条（第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）、第二十八条（第七条第一項の規定に基づく政令によつ

る場合を含む。)の規定による検体若しくは感染症の病原体の収去(第五十条第一項又は第七項の規定により実施される場合を含む。)、第二十六条の四第一項若しくは第二項(これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。)の規定による検体の受理若しくは採取(これらが第五十条第一項又は第七項の規定により実施される場合を含む。)、第二十六条の四第三項若しくは第四項(これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合)、及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合)の規定により実施される場合を含む。)、第二十七条(第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。)、第二十八条(第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合、第四十四条の四第一項の規定に基づく政令によって適用される場合、同条第二項の政令により、同条第一項の政令の期間が延長される場合を含む。以下この項及び第七十七条において同じ。)、及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。)、第二十九条若しくは第三十条の規定(これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。)、若しくは第三十一条から第三十三条まで若しくは第三十五条の規定(これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合、第四十四条の四第一項の規定に基づく政令によって適用される場合、第四十四条の四第一項の規定に基づく政令によって適用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。)、第五十条第一項、第七項又は第十項の規定により実施される場合を含む。)、第四十四条の三第一項(第七条第一項の規定に基づく政令によって準

用される場合を含む。)若しくは第五十条の二第一項の規定による報告、第四十四条の三第二項(第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。)若しくは第五十条の二第二項の規定による協力の求め、第四十四条の三第四項若しくは第五項の規定(これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。)若しくは第五十条の二第四項において準用する第四十四条の三第四項若しくは第五項の規定による食事の提供等又は第五十三条の十三の規定による精密検査に関する事務に従事した公務員又は公務員であった者が、その職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときも、前項と同様とする。

3
(略)

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一、六 (略)

七 第三十五条第一項(第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合、第四十四条の四第一項の規定に基づく政令によって適用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。)若しくは第五十条第一項、第七項若しくは第十項の規定により実施される第三十五条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項(第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合、第四十四条の四第一項の規定に基づく政令によって適用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。)若しくは第五十条第一項、第七項若しくは第十項の規定により実施される第三十五条第一項の規定による当該職員の調査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

八・九 (略)

3
(略)

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一、六 (略)

七 第三十五条第一項(第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合、第四十四条の四第一項の規定に基づく政令によって適用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。)若しくは第五十条第一項若しくは第五項の規定により実施される第三十五条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項(第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合、第四十四条の四第一項の規定に基づく政令によって適用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。)若しくは第五十条第一項若しくは第五項の規定により実施される第三十五条第一項の規定による当該職員の調査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

八・九 (略)

| 改正案 | | 現行 | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> | | <p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> | |
| 法律 | 事務 | 法律 | 事務 |
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）</p> | <p>第三章（第十二条第四項、同条第五項において準用する同条第二項及び第三項、第十四条、第十四条の二、第十六条並びに第十六条の二を除く。）、第四章（第十八条第五項及び第六項、第十九条第二項及び第七項並びに第二十条第六項及び第八項（第二十六条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第二十四条並びに第二十四条の二（第二十六条及び第四十九条の二において準用する場合を含む。）を除く。）、第二十六条の三、第二十六条の四、第三十二条、第三十三条、第三十八条第二項（第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。）及び第五項、同条第八項及び第九項（第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。）、第四十四条の三第一項から第三項まで、第四十四条の五、第八章（第四十六条第五項及び第七項、第五十条第十項、</p> | <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）</p> | <p>第三章（第十二条第四項、同条第五項において準用する同条第二項及び第三項、第十四条、第十六条並びに第十六条の二を除く。）、第四章（第十八条第五項及び第六項、第十九条第二項及び第七項並びに第二十条第六項及び第八項（第二十六条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第二十四条並びに第二十四条の二（第二十六条及び第四十九条の二において準用する場合を含む。）、第三十二条、第三十三条、第三十八条第二項（第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。）及び第五項、同条第八項及び第九項（第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。）、第四十四条の三第一項から第三項まで、第四十四条の五、第八章（第四十六条第五項及び第七項、第五十条第五項、同条第七項において準用する第三十六条第四項にお</p> |

| | |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (略) | <p>同条第十二項において準用する第三十六条第五項において準用する同条第一項及び第二項、第五十条の二第四項において準用する第四十四条の三第四項及び第五項並びに第五十一条第四項において準用する同条第一項を除く。)並びに第十章の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務</p> |
| (略) | <p>いて準用する同条第一項及び第二項、第五十条の二第四項において準用する第四十四条の三第四項及び第五項並びに第五十一条第四項において準用する同条第一項から第三項までを除く。)並びに第十章の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務</p> |

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年十一月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第百十五号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「健康診断、就業制限及び入院（第十七条）」を「就業制限その他の措置（第十六条の三）」、「第二十七条」を「第二十六条の三」に改める。

第六条の見出しを（定義等）に改め、同条第三項第四号中「コロナウイルス属」を「ベータコロナウイルス属」に改め、同項第五号中「H5N1」を「が新型インフルエンザ等感染症の病原体に変異するおそれが高いものの血清型として政令で定めるもの」に、「鳥インフルエンザ（H5N1）」を「特定鳥インフルエンザ」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）

第六条第五項第七号中「鳥インフルエンザ（H5N1）」を「特定鳥インフルエンザ」に改め、同条第二十一項第三号中「コロナウイルス属」を「ベータコロナウイルス属」に改め、同条第二十二項第二号中「及びリファンピシ」を「、リファンピシその他結核の治療に使用される薬剤として政令で定めるもの」に改め、同条第二十三項第一号中「H2N2、H5N1 若しくは H7N7」を「政令で定めるもの」に改め、同条に次の一項を加える。

24 厚生労働大臣は、第三項第六号の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。
第十二条第一項第一号中「、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者又は無症状病原体保有者」を「又は四類感染症の患者又は無症状病原体保有者、厚生労働省令で定める五類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者」に改める。
第十三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、当該動物が実験のために当該感染症に感染させられている場合は、この限りでない。
第十三条第二項に次のただし書を加える。

ただし、当該動物が実験のために当該感染症に感染させられている場合は、この限りでない。
第十四条の見出しを削り、同条の前に見出しとして（感染症の発生の状況及び動向の把握）を付し、同条第一項中（以下この条において「指定届出機関」という。）を削り、同条第二項中「指定届出機関の管理者」を「前項の規定による指定を受けた病院又は診療所（以下この条において「指定届出機関」という。）の管理者」に改め、同条第四項及び第五項中「その」を「第一項の規定による」に改める。

第十四条の次に次の一条を加える。

第十四条の二 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、開設者の同意を得て、厚生労働省令で定める五類感染症の患者の検体又は当該感染症の病原体の提出を担当させる病院若しくは診療所又は衛生検査所を指定する。

2 前項の規定による指定を受けた病院若しくは診療所又は衛生検査所（以下この条において「指定届出機関」という。）の管理者は、当該指定届出機関（病院又は診療所に限る。）の医師が同項の厚生労働省令で定める五類感染症の患者を診断したとき、又は当該指定届出機関（衛生検査所に限る。）の職員が当該患者の検体若しくは当該感染症の病原体について検査を実施したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該患者の検体又は当該感染症の病原体の一部を同項の規定により当該指定届出機関を指定した都道府県知事に提出しなければならない。

3 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により提出を受けた検体又は感染症の病原体について検査を実施しなければならない。

4 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の検査の結果その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

5 厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があるときは、都道府県知事に対し、第二項の規定により提出を受けた検体又は感染症の病原体の一部の提出を求めることができる。

6 指定届出機関は、三十日以上の予告期間を設けて、第一項の規定による指定を辞退することができる。
7 都道府県知事は、指定届出機関の管理者が第二項の規定に違反したとき、又は指定届出機関が同項の規定による提出を担当するについて不適当であると認められるに至ったときは、第一項の規定による指定を取り消すことができる。

第十五条第一項中「疑似症患者及び」を「疑似症患者若しくは」に改め、同条第二項中「及び」を「若しくは」に改め、同条第八項中「第四項」を「第七項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第七項中「第四項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第六項中「第一項の規定」の下に「による質問又は必要な調査」を「厚生労働大臣」の下に「対し」を加え、行っている」を「行う」に改め、同条「の下に（以下「感染症試験研究等機関」という。）を加え、その他同項の規定による質問又は必要な調査を実施するため」を「その他の」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。
9 厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第三項の規定により提出を受けた検体若しくは感染症の病原体又は当該職員が採取した検体の一部の提出を求めることができる。

第十五条第四項を同条第七項とし、同条第三項中「及び」を「若しくは」に、「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第一項の規定による必要な調査として当該職員に次の各号に掲げる者に對し当該各号に定める検体を若しくは感染症の病原体を提出し、若しくは当該職員による当該検体の採取に應じらるべきことを求めさせ、又は第一号から第三号までに掲げる者の保護者（親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。）に對し当該各号に定める検体を提出し、若しくは当該各号に掲げる者に当該職員による当該検体の採取に應じらるべきことを求めさせることができる。

一 一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者又は当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者 当該者の検体

二 三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者又は当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者 当該者の検体

三 新感染症の所見がある者又は新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者 当該者の検体

四 一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症を人に感染させるおそれがある動物又はその死体の所有者又は管理者 当該動物又はその死体の検体

五 三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症を人に感染させるおそれがある動物又はその死体の所有者又は管理者 当該動物又はその死体の検体

六 新感染症を人に感染させるおそれがある動物又はその死体の所有者又は管理者 当該動物又はその死体の検体

七 第一号に定める検体又は当該検体から分離された同号に規定する感染症の病原体を所持している者 当該検体又は当該感染症の病原体

八 第二号に定める検体又は当該検体から分離された同号に規定する感染症の病原体を所持している者 当該検体又は当該感染症の病原体

九 第三号に定める検体又は当該検体から分離された新感染症の病原体を所持している者 当該検体又は当該感染症の病原体

十 第四号に定める検体又は当該検体から分離された同号に規定する感染症の病原体を所持している者 当該検体又は当該感染症の病原体

十一 第五号に定める検体又は当該検体から分離された同号に規定する感染症の病原体を所持している者 当該検体又は当該感染症の病原体

十二 第六号に定める検体又は当該検体から分離された新感染症の病原体を所持している者 当該検体又は当該感染症の病原体

4 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により提出を受けた検体若しくは感染症の病原体又は当該職員が採取した検体について検査を実施しなければならない。

5 第三項の規定は、第二項の規定による必要な調査について準用する。

第十五条の二第三項中「前条第四項」を「前条第七項」に改める。

第十五条の三第四項中「第十五条第四項」を「第十五条第七項」に改める。

第四章 就業制限その他の措置
（検体の採取等）

第十六条の三 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、第十五条第三項第一号に掲げる者に對し同号に定める検体を提出し、若しくは当該職員による当該検体の採取に應じらるべきことを勧告し、又はその保護

者に對し当該検体を提出し、若しくは同号に掲げる者に当該職員による当該検体の採取に應じらるべきことを勧告することができる。ただし、都道府県知事がその行おうとする勧告に係る当該検体（その行おうとする勧告に係る当該検体から分離された同号に規定する感染症の病原体を含む。以下この項において同じ。）を所持している者からその行おうとする勧告に係る当該検体を入手することができる場合においては、この限りでない。

2 厚生労働大臣は、一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、第十五条第三項第一号に掲げる者に對し同号に定める検体を提出し、若しくは当該職員による当該検体の採取に應じらるべきことを勧告し、又はその保護者に對し当該検体を提出し、若しくは同号に掲げる者に当該職員による当該検体の採取に應じらるべきことを勧告することができる。ただし、厚生労働大臣がその行おうとする勧告に係る当該検体の行おうとする勧告に係る当該検体から分離された同号に規定する感染症の病原体を含む。以下この項において同じ。）を所持している者からその行おうとする勧告に係る当該検体を入手することができる場合においては、この限りでない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該職員に当該勧告に係る第十五条第三項第一号に掲げる者から検査のため必要な最小限度において、同号に定める検体を採取させることができる。

4 厚生労働大臣は、第二項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該職員に当該勧告に係る第十五条第三項第一号に掲げる者から検査のため必要な最小限度において、同号に定める検体を採取させることができる。

5 都道府県知事は、第一項の規定による検体の提出若しくは採取の勧告をし、又は第三項の規定による検体の採取の措置を実施する場合には、同時に、当該勧告を受け、又は当該措置を実施される者に對し、当該勧告をし、又は当該措置を実施する理由その他の厚生労働省令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、当該事項を書面により通知しないで検体の提出若しくは採取の勧告をし、又は検体の採取の措置を実施すべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

6 都道府県知事は、前項ただし書の場合においては、当該検体の提出若しくは採取の勧告又は検体の採取の措置の後相当の期間内に、当該勧告を受け、又は当該措置を実施された者に對し、同項の理由その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

7 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受け、若しくは当該職員が採取した検体又は第三項の規定により当該職員に採取させた検体について検査を実施しなければならない。

8 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の検査の結果その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

9 厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に對し、第一項の規定により提出を受け、若しくは当該職員が採取した検体又は第三項の規定により当該職員に採取させた検体の一部の提出を求めることができる。

10 都道府県知事は、第一項の規定により検体の提出若しくは採取の勧告をし、第三項の規定により当該職員に検体の採取の措置を実施させ、又は第七項の規定により検体の検査を実施するため特に必要があると認めるときは、他の都道府県知事又は厚生労働大臣に對し、感染症試験研究等機関の職員の派遣その他の必要な協力を求めることができる。

11 第五項及び第六項の規定は、厚生労働大臣が第二項の規定により検体の提出若しくは採取の勧告をし、又は第四項の規定により当該職員に検体の採取の措置を実施させる場合について準用する。

第十七条第一項中（親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。）」を削り、同条第三項及び第四項を削る。

4 厚生労働大臣は、第二項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該職員に当該勧告に係る第十五条第三項第三号に掲げる者から検査のため必要な最小限度において、同号に定める検体を採取させることができる。

5 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受け、若しくは当該職員が採取した検体又は第三項の規定により当該職員に採取させた検体について検査を実施しなければならない。

6 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の検査の結果その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

7 厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があるときは、都道府県知事に対し、第一項の規定により提出を受け、若しくは当該職員が採取した検体又は第三項の規定により当該職員に採取させた検体の一部の提出を求めることができる。

8 都道府県知事は、第一項の規定により検体の提出若しくは採取の勧告をし、第三項の規定により当該職員に検体の採取の措置を実施させ、又は第五項の規定により検体の検査を実施するため特に必要があると認めるときは、他の都道府県知事又は厚生労働大臣に対し、感染症試験研究等機関の職員の派遣その他の必要な協力を求めることができる。

9 第十六条の三第五項及び第六項の規定は、都道府県知事が第一項の規定により検体の提出若しくは採取の勧告をし、又は第三項の規定により当該職員に検体の採取の措置を実施させる場合について準用する。

10 第十六条の三第五項及び第六項の規定は、厚生労働大臣が第二項の規定により検体の提出若しくは採取の勧告をし、又は第四項の規定により当該職員に検体の採取の措置を実施させる場合について準用する。

第四十五條第三項中「第十七條第三項及び第四項」を、「第十六條の三第五項及び第六項」に改める。第四十八條の二中「第四十五條」を、「第四十四條の七」に改める。

第四十九條中「第十七條第三項及び第四項」を、「第十六條の三第一項及び第三項、第二十六條の四第一項及び第三項」を加え、及び「を、並びに」に改め、同条第八項中「又は第五項」を、「第七項又は第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項中「第三十六條第四項」を、「第三十五條第五項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第六項中「第三十五條第四項」を、「第三十五條第五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項中「第三十五條第四項」を、「第三十五條第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第四項中「第三十六條第三項」を、「第三十六條第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の三項を加える。

7 厚生労働大臣は、新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該新感染症を一種感染症とみなして、第二十六條の三第二項及び第四項、第二十六條の四第二項及び第四項並びに第三十五條第四項において準用する同条第一項に規定する措置の全部又は一部を実施し、又は当該職員に実施させることができる。

8 第三十五條第四項において準用する同条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により当該職員に同条第四項において準用する同条第一項に規定する措置を実施させる場合について準用する。

9 第三十六條第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定は、第七項の規定により厚生労働大臣が第二十六條の三第二項若しくは第四項又は第二十六條の四第二項若しくは第四項に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施させる場合について準用する。

第五十條第三項中「都道府県知事が」の下に、「第二十六條の三第一項若しくは第三項、第二十六條の四第一項若しくは第三項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を、「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 第二十六條の三第五項から第八項までの規定は、前項の規定により都道府県知事が同条第一項又は第三項に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施させる場合について準用する。

3 第二十六條の四第五項から第八項までの規定は、第一項の規定により都道府県知事が同条第一項又は第三項に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施させる場合について準用する。

第五十一條第一項中「都道府県知事は」の下に、「第四十四條の七第一項」を、「規定により」の下に、「第二十六條の三第一項、第二十六條の四第一項」を加え、同条第二項中「第四十五條」を、「第四十四條の七」に改め、同条第四項中「第五十條第五項」を、「第五十條第十項」に、「第二十五條第四項」を、「第三十五條第五項」に改める。

第五十一條の二第一項中「に対し」の下に、「第四十四條の七第一項」を加える。

第五十二條第一項中「都道府県知事は」の下に、「第四十四條の七第一項若しくは第三項若しくは」を加え、又は第五十條第一項を、「に規定する措置若しくは第五十條第一項の規定により第二十六條の三第三項若しくは第三項、第二十六條の四第一項若しくは第三項、第二十七條から第三十三條まで若しくは第三十五條第一項」に改め、同条第二項中「第五十條第五項」を、「第五十條第十項」に改める。

第五十三條の十四の見出しを、「(家庭訪問指導等)」に改め、同条中「こと」を、「指導」に改め、同条に次の一項を加える。

2 保健所長は、結核登録票に登録されている者について、結核の予防又は医療を効果的に実施するため必要があると認めるときは、病院、診療所、薬局その他厚生労働省令で定めるものに対し、厚生労働大臣が定めるところにより、処方された薬剤を確実に服用する指導その他必要な指導の実施を依頼することができる。

第五十六條の三十八第七項中「感染症に関する試験研究又は検査を行つている機関」を、「感染症試験研究等機関」に改める。

第五十八條第一号中「から第十六條までの規定(第十五條第二項を除く。)」を、「第十四條の二、第十五條(第二項及び第五項を除く。)、第十五條の二から第十六條まで、第十六條の三第一項、第三項若しくは第七項から第十項まで又は第四十四條の七第一項、第三項若しくは第五項から第八項までの規定」に改め、同条第四号の次に次の二号を加える。

四の二 第二十六條の三第一項若しくは第三項の規定による検体若しくは感染症の病原体の受理若しくは収去(これらが第五十條第一項の規定により実施される場合を含む。又は第二十六條の三第五項から第八項まで(これらの規定を第五十條第二項において準用する場合を含む。))の規定により実施される事務に要する費用

四の三 第二十六條の四第一項若しくは第三項の規定による検体の受理若しくは採取(これらが第五十條第一項の規定により実施される場合を含む。又は第二十六條の四第五項から第八項まで(これらの規定を第五十條第三項において準用する場合を含む。))の規定により実施される事務に要する費用

第六十四條第一項中「及び第五項」の下に、「第十四條の二第一項及び第七項」を加える。

第六十五條の二中「第十四條」の下に、「第十四條の二」を、「(を、)を除く。」の下に、「第二十六條の三、第二十六條の四」を加え、第五十條第五項、同条第七項を、「第五十條第十項、同条第十一項」に、「第三十六條第四項」を、「第三十六條第五項」に、同条第一項から第三項まで「を、同条第一項」に改める。

第七十三條第二項中「受理」の下に、「第十四條の二第二項(第七條第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三條第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。))の規定による検体若しくは感染症の病原体の受理、第十四條の二第三項(第七條第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三條第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。若しくは第二十六條の三第五項(第七條第一項の規定に基づく政令によって準用される場合、第五十條第二項において準用される場合及び第五十三條第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。))の規定による検体若しくは感染症の病原体の検査」を、「若しくは質問」の下に、「第六條の三第一項若しくは第二項(これらの規定が第七條第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三條第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。若しくは第四十四條の七第一項若しくは第二項の規定による検体の受理若しくは採取、第十六條の三第三項若しくは第

四項（これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三條第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）若しくは第四十四條の七第三項若しくは第四項の規定による検体の採取、第十六條の三第七項（第七條第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三條第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）、第二十六條の四第五項（第七條第一項の規定に基づく政令によって準用される場合、第五十條第三項において準用される場合及び第五十三條第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）、若しくは第四十四條の七第五項の規定による検体の検査を、入院の下に、第二十六條の三第一項若しくは第二項（これらの規定が第七條第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三條第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）、の規定による検体若しくは感染症の病原体の受理（第五十條第一項又は第七項の規定により実施される場合を含む。）、第二十六條の三第三項若しくは第四項（これらの規定が第七條第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三條第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）、の規定による検体若しくは感染症の病原体の収去（第五十條第一項又は第七項の規定により実施される場合を含む。）、第二十六條の四第一項若しくは第二項（これらの規定が第七條第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三條第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）、の規定による検体の受理若しくは採取（これが第五十條第一項又は第七項の規定により実施される場合を含む。）、第二十六條の四第三項若しくは第四項（これらの規定が第七條第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三條第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）、の規定による検体の採取（第五十條第一項又は第七項の規定により実施される場合を含む。）、を加え、又は第五項を、第七項又は第十項に改める。

附則

第七十七條第七号中「若しくは第五項」を、「第七項若しくは第十項」に改める。

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第六條の見出しの改正規定、同條に一項を加える改正規定並びに第十三條第一項及び第二項にただし書を加える改正規定並びに附則第四條及び第五條の規定 公布の日
- 二 第六條の改正規定（同條第二十二項第二号の改正規定及び同條に一項を加える改正規定を除く。） 公布の日から起算して二月を経過した日
- 三 第六條第二十二項第二号、第十二條第一項第一号及び第五十三條の十四（見出しを含む。）の改正規定、同條に一項を加える改正規定並びに附則第三條の規定 公布の日から起算して六月を経過した日

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（医師の届出に関する経過措置）

第三条 この法律による改正後の第十二條第一項第一号の規定は、附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日以後に同項第一号に掲げる者を診断した医師について適用し、同日前にこの法律による改正前の第十二條第一項第一号に掲げる者を診断した医師については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律（附則第一條各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為及び前條の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同條の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（地方自治法の一部改正）

第六條 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）の項中「第十四條」の下に、「第十四條の二」を、（を除く。）の下に、「第二十六條の三、第二十六條の四」を加え、第五十條第五項、同條第七項を、第五十條第十項、同條第十二項に、第三十六條第四項を、第三十六條第五項に、同條第一項から第三項までを、同條第一項に改める。

総務大臣 山本 早苗
厚生労働大臣 塩崎 恭久
内閣総理大臣 安倍 晋三